

市税や介護保険料、保育料、水道料金や下水道使用料などのお支払いには銀行口座などから自動で引き落とされる口座振替をぜひご利用ください。

# 市税や使用料などのお支払いは 口座振替が便利です

## 利用申し込み手続き等

取扱の市税、料金等の種類	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、幼稚園使用料、介護保険料（普通徴収）、老人施設入所負担金、住宅使用料、駐車場使用料、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水施設使用料
取扱金融機関など	滋賀銀行、びわこ銀行、滋賀県信用組合、湖東信用金庫、甲賀郡農業協同組合、近畿労働金庫、滋賀県民信用組合、グリーン近江農業協同組合、郵便局
口座振替できる預金種類	普通預金、当座預金、納税準備預金
申込み手続き	口座振替依頼書（市内各金融機関等、各支所総合窓口課、市役所税務課などの窓口にて備え付けてあります。）に必要事項を記入し、通帳のお届け出印を押印して振り替えを希望される金融機関窓口へ直接お申し込みください。 ※申し込みされた金融機関から市役所へ依頼書が転送され、通常1か月後から振替可能となります。
振替日	各納期限の最終日（通常月末） ◎残高不足等により口座振替ができない場合の再振替は行いません。
振替通知書	口座振替（引落）前に振替（納付）通知書、振替の翌月に振替結果（領収）通知書を送ります。 ◎残高不足等により口座振替ができなかった場合、速やかに現金での納付をお願いします。 ◎納期限20日前後に督促状の納付書を送付します。

## 口座振替のメリット

- 直接現金を扱うことなく安全です。
- 納期ごとに金融機関や支所等で現金で納付（入）しなくても、自動的に預金口座から振り替えられます。
- 口座振替（自動引落）前に振替（納付）通知を、また振替の翌月に振替結果（領収）通知を送付します。
- 通帳の記帳内容で事実関係がわかるので領収書を紛失することはありません。
- 一度口座振替の手続きをされると翌年以降も自動継続されます。

## このような場合は届出を

- 既に申し込み登録された口座について、死亡や転出、その他の理由により使用されなくなった場合は、口座振替依頼書で契約解除（廃止）の届出をしてください。
- 振替口座の変更や、振替される税料金等を追加する場合も同様に上記の口座振替依頼書でお申し込みください。
- 相続等により名義が変わった場合の固定資産税、世帯主変更のあった国民健康保険税、名義変更のあった軽自動車税、水栓名義変更のあった水道料金など、納付（入）者が変更された場合、再度上記の口座振替依頼書で申し込みしてください。

問い合わせ 税務課 ☎65-0682 FAX63-4574

## 市税等の振替月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
介護保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
保育料幼稚園使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
水道料金簡易水道料金	●		●		●		●		●		●	
公共下水道使用料		●		●		●		●		●		●
農業集落排水施設使用料		●		●		●		●		●		●

※納期限は上記各期別の月末日（土・日曜日等にあたる場合は、翌開庁日）となります。